

戦時下保育運動における保姆問題研究

——「保育問題研究会」を中心に——

On the Researches into the Teachers in Kindergartens and Day Care Centers in Japan: 1936-1943

浅野俊和

Toshikazu ASANO

Abstract:

本稿は、戦時期の保育運動を担った保育問題研究会へと着目し、その研究活動を中心として、戦時下における保姆問題研究の一端を示すものである。

キーワード：保姆、戦時下保育運動、保育問題研究会、城戸幡太郎、三木安正

はじめに

「国民精神総動員」体制下における教育内容及び制度の刷新・振興を企図して、1937（昭和12）年12月、「教育審議会」が近衛文麿内閣に設置された。同審議会は、その発足1年後である1938（昭和13）年12月に、答申「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」を出し、「幼稚園ニ関スル要綱」という形で幼児教育の改革方針を集め的に示している。それは全4項からなり、全文は次のようなものであった¹⁾。

- 一 幼稚園ノ設置ニ付一層奨励ヲ加フルト共ニ特別ノ必要アル場合ハ簡易ナル幼稚園ノ施設ヲモ認ムルコト
- 二 幼児ノ保育ニ付テハ特ニ其ノ保健並ニ躾ヲ重視シテ之ガ刷新ヲ圖ルコト
- 三 保姆ニ付テハ其ノ養成機関ノ整備拡充ニ力ムルト共ニ其ノ待遇改善ヲ圖ルコト
- 四 幼稚園ト家庭トノ関係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社会教育的機能ノ發揮ニ力メシムルコト

「教育審議会」における議論の中で最も活発な討論の展開を見せ、保育関係者からの期待も強く寄せられていた問題は、いわゆる「幼保一元化」論と保姆養成・待遇の改善に関するものであった。しかし、答申そのものや「要綱」には、前者に対する具体策は示されておらず、極めて簡潔で抽象的な表現にとどまったため、「要綱」に示された後者の問題が、にわかに注目を浴びることとなる。

ところで、「保姆ニ付テハ其ノ養成機関ノ整備拡充ニ力ムルト共ニ其ノ待遇改善ヲ圖ルコト」という改革方針

は、いかなる趣旨に基づくものなのか。それについて、前掲の「要綱」が議案とされた同審議会第10回総会では、次のような説明が加えられていた²⁾。

一、保育内容ノ刷新ハ畢竟保姆養成機関ノ整備充実ニ待タナケレバナリマセヌ、我が国ニハ未ダ制規ノ保姆養成制度ハ確立セラレテ居ラナイノミナラズ、女子高等師範学校内ニ便宜設ケラル、保育実習科ヲ除イテ、現存スル三十有余ノ養成所ハ總テ私人ノ經營ニ委ネラレ、其ノ程度ノ如キモ概ネ中等学校卒業後修業年限一年トナツテ居ルノデアリマス、併シナガラ文物ノ進歩著シク、幼児保育ノ国家的重要性愈々加ハレル今日、之ヲ等閑ニ附スルコトナク、一日モ速ニ保姆養成制度ヲ確立シ、其ノ修業年限ハ少クトモ二年以上ト為スペキモノト信ジマス

保姆養成制度ノ確立ト相俟ツテ、之ガ指導監督機関ヲ整備スルト共ニ、保姆優遇ノ途ヲ講ズルコトハ、保育制度ノ実績ヲ挙グル上ニ於テ極メテ肝要デアリマス

保育内容の刷新や質的向上は、ここでも述べられているように、それを担うべき保姆の養成制度的な整備・充実や待遇改善に期する部分が大きかった。しかし、「高等子守」視されてきた歴史的経緯を持つ保姆の問題とは、資質の向上が社会的地位や労働条件の低さに阻まれる一方、そのような待遇の悪さは保姆の質が向上されなければ改善し得ないという悪循環の傾向を内に孕むものであった。特に、託児所（以下、表記上、保育所や保育園などの呼称を含めて「託児所」で統一する）に勤める保姆の問題は、制度的基盤をまがりなりにも持っていた幼稚園保姆と比較して、極めて深刻なものであったと言える。

こうした問題への対応は、以前から保育界ではさかん

に求められ、関係諸団体・組織による建議もたびたびなされてきたものである³⁾。とりわけ、1926（大正15）年の「幼稚園令」制定以後、法令による規定と現実とのギャップをめぐって、その動きはにわかに加速化してきており、「要綱」に盛り込まれた改革方針への期待も極めて高かった。

本稿では、以下、こうした教育審議会答申による「幼稚園ニ関スル要綱」が示された当時、保育を取り巻く問題状況に対し、どのような動きを保育関係諸団体・組織が取っていたのかについて、「保育問題研究会（保問研）」における研究活動を中心としながら検討していきたい。なお、「保問研」を中心に取りあげる理由は、「幼保一元化」論の視点に立ち、幼稚園のみならず、託児所の保育が抱える問題への積極的な言及も行っていたという点に着目したことである。

I. 「幼稚園ニ関スル要綱」の具体化を求める全国的な動き

「幼稚園ニ関スル要綱」は、それが示された1930年代末から1940年代初頭にかけて、保育関係諸団体・組織の関心を呼び、全国レベルでの動きにもなった。ここでは、その一例として全国幼稚園関係者大会での状況を示し、「保問研」との比較材料にしてみたい。

1940（昭和15）年5月、「皇紀二千六百年記念祝典幼稚園大会」として、第8回全国幼稚園関係者大会が奈良市橿原神宮で開催された⁴⁾。これは、関西連合保育会の要望により、奈良市保育会が主催して開かれたもので、「保育の待遇を小学校本科正教員と同等の程度に改められんことを其筋に建議するの件」（東京市保育会）や「公立幼稚園の園長並に保育に対し速に年功加俸を支給せらるゝ様其筋に建議するの件」（長崎市保育会）など、「幼稚園ニ関スル要綱」の内容に関わる提案や建議案の決議が、そこではなされている。

また、「協議題」として、「教育審議会案幼稚園四項目ノ研究委員ヲ挙ゲテ、之ガ実施案ヲ作製シ、其筋ニ提出シテハ如何」との提案も、東京大和郷幼稚園の坂内ミツから出され、その受理が行われた⁵⁾。そして、この提案については、「委員を挙げて其調査を委嘱し、而して、其報告は『幼児の教育』誌上に於てすることに決定」され⁶⁾、翌1941（昭和16）年1月には、関係者によって文部省へと建議が提出されている⁷⁾。建議の全文は、決定通りに『幼児の教育』誌へと掲載されており、保育をめぐる問題が取りあげられた第三項目については、次のようにまとめられた⁸⁾。

◎現下ノ時勢ニ鑑ミ幼稚園教育振興策ヲ挙ゲ其筋ニ建議スルノ件

現行幼稚園令公布セラレテ実二十有五年、保育事業ノ發展著シキモノアルハ洵ニ慶賀スル所ナリ、然レド

モ時勢ノ進運ニ伴ヒ尚改革刷新ヲ要スル点少カラズ、茲ニ幼稚園ニ関スル教育審議会案ニ対シ、討議研究シテ具体的項目ヲ挙ゲ其ノ筋ニ要望セントス

〔中略〕

三、保育ニツイテハ其ノ養成機関ノ整備拡充ニ努ムルト共ニ其ノ待遇改善ヲ図ルコト

1、保育養成機関ノ拡充ニ関スル件

イ、文部省ニ保育専任ノ督学官ヲ置キ斯道ノ向上発達ヲ図ルコト

ロ、各道府県ニ女子師範学校ト同等以上ノ保育養成機関ヲ設クルコト

ハ、女子高等師範学校ニ保育科（文科、理科ト同様）ヲ設クルコト

ニ、幼稚園令第十条並ニ施行規則第十条第二号以下ヲ削除スルコト

2、待遇改善ニ関スル件

イ、保育ノ待遇ヲ小学校本科正教員同等以上タラシムルコト

ロ、園長及保育ニ年功加俸ヲ給スルコト

ハ、園長並ニ保育ノ若干数ヲ奏任待遇トナスノ途ヲ開クコト

ニ、私立幼稚園ノ保育ノ待遇ヲ公立幼稚園保育ニ準ゼシムルコト

〔以下省略〕

「幼稚園令」及び「同施行規則」の公布によって、幼稚園保育の資格要件は小学校本科正教員のみに向上され、その法令上の位置づけにも改善が加えられていた。しかし、月俸では、公立幼稚園の園長が本科正教員、保育が専科正教員に準ずるものとされ、資格要件よりも一段低い格づけになっており、公私間格差などを含めて、労働条件の面にはまだ大きな問題があったことも事実である（「幼稚園令施行規則」第16条）。このような問題点に対する改善要求が、前掲した「待遇改善ニ関スル件」の部分には大きく反映している。

一方、保育養成の教育内容・方法や機関についても、「幼稚園令」及び「同施行規則」には具体的な基準がほとんど示されておらず、それらの規定は積極的な振興策を推進する基盤ともなり得なかった。「保育ハ女子ニシテ保育免許状ヲ有スル者タルヘシ」（「幼稚園令」第9条）と規定しながらも、無免許者の「代用」を認めていたり（同第10条）、保育検定制度が形として設けられながらも（同11条）、「無試験検定」の要件が幅広く置かれ、「小学校ノ本科正教員ノ免許状ヲ有スル者」などに無条件で保育免許状が与えられていたのである（「幼稚園令施行規則」第10条）。また、その教育内容も、「一年以上幼児ノ保育ニ適スル教育」との規定が見られる以外、学科目に関する基準は何も示されてはいない（同前）。しかも、当時の保育養成機関は、官立である東京と奈良の女子高等師範学校を除いて、「無試験検定」を前提とした

専門学校が大半を占めていた。こうした諸問題に対する改善要求が、「保育養成機関ノ拡充ニ関スル件」の部分に反映されているととらえることができよう。

しかし、この「現下ノ時勢ニ鑑ミ幼稚園教育振興策ヲ挙ゲ其筋ニ建議スルノ件」は、あくまでも幼稚園関係者大会を通じてまとめられた建議であった。こうした点では、当然のことながら、託児所保母が抱える問題は全く触れられていない。

第8回幼稚園関係者大会による動きとほぼ同時期、城戸幡太郎を会長とし、会の結成当初から「幼保一元化」という視点に立って各部会での研究を進めてきた「保問研」でも、「教育審議会」の示した「幼稚園ニ関スル要綱」が大綱的である点を批判的にとらえ、それをより具体化して建議するための作業が行われていた。それは、1940年の年頭、「会の活動においては、従来の各部会の研究を継続すると共に、特に各部会の研究主題を教育審議会幼稚園要綱の具体化の線に統一することが要請されてゐる」といった方針が掲げられ⁹⁾、同年4月に「就学前教育制度研究委員会」を新しく発足させて¹⁰⁾、研究の取りまとめを行った「国民幼稚園要綱試案」へと結実する¹¹⁾。この「試案」は、機関誌『保育問題研究』の休刊号（実際には終刊号）へと掲載されており、「保問研」における1つの到達点をなすものと見なすことができる。

「国民幼稚園要綱試案」では、「満四歳以上の児童を常時保育する施設は全て之を国民幼稚園に統合し」て一元化を図るとともに、貧富の差を是正してすべての子どもの入園を可能にする児童保護法の制定や満三歳以下の子どもに対する託児所の設置など、「幼稚園ニ関スル要綱」をより具体化する提案が全7項目へとまとめられた¹²⁾。その最後に掲げられた項目が保母の待遇を問題とするものであり、それは、次のような内容である¹³⁾。

国民幼稚園要綱試案

国民幼稚園は皇國の道に則る国民的保育機関であるが、それは、国民たる児童全般を対象として包摂する意味に於ても国民的保育機関でなければならない。

〔中略〕

七、保母の教養を向上せしむると共にその待遇を少くとも国民学校の女教員と同等ならしむること。

（説明）前記の如き国民幼稚園の運営に当る保母は、その教養に於て、現状のそれよりも數等向上せしむることは絶対的必要なることであり、そのためには現在の如くその養成を無統制なるまゝに私人の手にゆだねて置くことは不充分で、官公立の養成機関を設置拡充すると共にその機関は専門学校程度にしなければならぬ。之に応じてその待遇も數等向上せしめねばならぬことは言ふまでもない。

この「試案」の提案は、「現下ノ時勢ニ鑑ミ幼稚園教

育振興策ヲ挙ゲ其筋ニ建議スルノ件」と比較した場合、問題が集約的に述べられる形となっており、提言内容の具体性も乏しい印象を与える。しかし、こうした「保問研」の提案がまとめられるまでには、会へと参加した研究者や保母自身による研究活動の蓄積があり、前述したように、それらの知見を総動員して作りあげたものとしてとらえる必要があろう。次章では、そのような観点から、「保問研」における保育問題の研究をたどり、「試案」に示された提言を意味づけてみたい。

II. 「保育問題研究会」による保育問題研究

（1）「保育問題研究会」における保育問題研究の位置づけ

「保問研」は、城戸幡太郎を中心とする法政大学児童研究所が、「児童研究の理論的活動を日本の児童の健全なる育成のための実践的活動に於ける諸問題の解決に役立てたい」という趣旨から、1936（昭和11）年6月、研究所の名で東京都下500余りの幼稚園や託児所へ質問紙を配布して、「保育上困る問題」について調査を行い、その回答をもとにしながら、「児童研究の専門家と保育の実際家とが協力して毎月一回例会を開くことになつて、研究活動がはじめられた¹⁴⁾。第1回例会は、同年10月20日に行われており、当日を以て「会が実質的に創立した日である」とされる¹⁵⁾。

その後、翌1937（昭和12）年2月の第4回月例会で、「参考集保母の間から『保育問題研究会自主化』の提案があり、幹事制の件、各研究部会毎に分科会を設ける件等が協議され、茲に一本立ちの会としての形が整ふに至つた」という¹⁶⁾。そして、それに基づいて、6つの研究部会が設けられ、各部会の研究活動がはじめられた¹⁷⁾。

「保問研」における各部会の研究方針では、当初、「保母の問題」（第一部会）と「保母の医学的再教育」（第二部会）という項目が立てられ¹⁸⁾、保母に関する問題の研究は、「保育ノ基礎的ナ問題」を扱う第一部会が主として担うことになっていた¹⁹⁾。しかし、第一部会における研究活動は、「保育案」をめぐる問題へと次第に重心が置かれていたため、保母問題についてまとめた成果を残してはいない。また、1938（昭和13）年4月、「保育問題ノ政策的諸問題」を扱う第七部会が増設され、「保母の周囲にある社会的な問題、更に保母自身の生活問題」を取りあげることになっていたものの、實際には、それも予定的な研究課題に終わってしまった²⁰⁾。

しかし、「保問研」発足の趣旨は、前述したように、保育という社会的営みの重要性を鑑み、それを担うべき保母の知識や技術、力量を向上させる基盤としての組織づくりにあった。その意味においては、結果的にまとめた取り組みがほとんど残されなかつたとはいえ、保母をめぐる問題は、「保問研」における活動の中心的課題として絶えず位置づけられ、状況の分析や対応の検討が一

貫して求められていたものと見るべきであろう。

以下、本章では、会長の城戸幡太郎を中心に、会活動の理論的支柱であった研究者の保母論を取りあげるとともに、自分たちの「周囲にある社会的問題、……自身の生活問題」をめぐる保母会員の意識にも着目し、それらの検討を通して、保母問題に対する「保問研」の主張を整理していく。また、こうした主張の裏づけとなるデータを得るために、三木安正らが“予備調査”の形で実施していた「保母生活に関する調査」などにも触れ、「保問研」全体で追究しようとしていた研究課題を明らかにしたい。

(2) 保母問題に対する「保育問題研究会」の主張

研究会発足1年後を迎えた1937（昭和12）年10月、「保問研」は機関誌『保育問題研究』を創刊する。その巻頭論文「我等は何をなすべきか」において、城戸幡太郎は、研究会活動の意義と今後の研究課題について述べ、それらとの関連で保母に課されている使命を、次のように主張した。

「幼稚園や託児所の保母は、子供を通じて、家庭教育や社会教育に関する問題を発見することができます、それらの問題を解決するには、保母は子供を教育するのみではなく、子供の教育を通じて両親を再教育するだけの教養を持つてゐねばなりません。それには現在の保母養成所などで、僅か一年や二年で教へられる学科の知識では何の役にも立ちませんから、どうしても職場で発見した問題を解決するために研究を積んで行く必要があるのです。私共が特に研究会の必要を認めてゐるのは、この点にあるのですが、研究会は、ただ知識を高めるだけの協力ではなく、知識を強めるための団結でなくてはなりません。問題の解決は、協力によって知識の水準を高めると同時に、団結によって実行の能力を高めることによって、果されるのであります。そしてこの協力と団結とは、ただ保母だけの協力や団結では、その目的を果たすことは困難なので、研究のための協力には、学者と実際家との協力が必要であることは申すまでもないことですが、問題の発見とその解決のためには、保育に関する問題を惹起せしむるあらゆる条件に関係ある人々との協力が必要です。保母が幼稚園や託児所だけに閉籠められて、幼稚園令による保育に拘束されてゐるので、保母の教養的水準が低く、社会的眼界が狭くなるのです。」²¹⁾

会長である城戸は、このような形で、機会あるごとに保母の資質向上を訴え、求められるべき専門性を会員に対してもうけている。また、彼は、保母の向上を一方で必要としながら、それを結果的に阻んでしまっている社会状況への批判も忘れてはいなかった。

こうした城戸の保母問題に対する主張では、先ほどの引用文の中でも若干示されていたように、「社会的権威」や「職責と教養」、「養成の充実」といったキーワードが

一貫して用いられ、その論が展開されている。ここでは、それらを基軸として据え、他の研究者による主張や保母会員の意識なども交えながら、彼の保母論を整理していく。

まず、保母の「社会的権威」についてである。城戸は、「児童中心主義」の教育を批判する立場から、「社会中心主義の生活へ指導して行く」ことに集団保育の意義を認めていた²²⁾。そのような保育に携わる「保母は子供が家庭の生活から社会の生活へ入る時に求められる新しい権威であり」、「子供達に対する保母の権威は社会的権威としてすべての子供達に認めさせねばならぬが、それには自分の権威だけを絶対の権能として示すのではなく、一人だけではできぬものが互に力を合せてやればできるといふ子供達同志の協同精神のうちに示さねばならぬ」と、彼は主張する²³⁾。

城戸は、幼児期の発達的な特性である自己中心性と資本主義社会が孕む「利己的榮達主義」とを重ね合わせる形でとらえ、幼児教育については「子供の自然である利己的生活を共同的生活へ指導して行く任務を負はねばならぬ」ものとして位置づけていた²⁴⁾。こうした目的の実現に向けて、保母の「社会的権威」は、「子供達同志の協同精神」を育てるとともに、それを基盤として「保母に対する敬愛が同時に友達に対する敬愛となり、完成に対する悦びが協力に対する悦びとなるやうに、訓練すること」に發揮されなければならないものとされたのである²⁵⁾。

一方、城戸は、「かやうな社会的権威には尊厳と敬愛との関係が認められるのである」、「保母は如何にして子供達から敬愛され子供達に対し自からの尊厳を保ち得るかの修養を怠つてはならぬ」と、保母が絶えず「修養」すべきである点を指摘することも忘れてはいなかつた²⁶⁾。彼は、保母としての修養を「職責と教養」という2つの側面からとらえている。そこで、次に、保母の「職責と教養」に対する主張へと目を移していく。

城戸は、前述したように、保母を「社会的協同生活をなすために必要な一つの職能的義務である」ととらえており、「保母を志すといふことは社会生活のために協力せんとすることで、そのためには保母としての職能的教養を得なければならぬ」と主張する²⁷⁾。「保母は生れながらにして保母であつたのではなく、教養によって保母となつたのである」と考える彼にとって²⁸⁾、「保育によって社会的職責を果す」ための教養とはどのようなものなのか²⁹⁾。それは、次のようにとらえられていた。

「……保母としての教養には保育に関する知識と、それによって自からの職責を果し得る識見とがなくしてはならぬが、保育に関する知識は子供の生活に必要な教科によって子供を教育し指導することであるから、単に子供に必要な程度の教科を知つてゐるだけでは役にたゝぬのであつて、それらが子供の性格や生活にとつて如何なる意義を有するかを知つてゐ

ねばならぬ。それで保育に関する知識としては保育項目に関する知識よりも、むしろ子供の性格や生活に関する知識の方が重要であり、保姆が子供よりも教養が高いといふことは子供のする仕事を保姆がより上手にするといふだけではなく、——もしそれだけならば大人は誰でも子供の保姆になることができる——子供と子供の生活する社会とをよく理解してゐるといふことでなくてはならぬ。そのために知識としての保姆の教養には児童の性格を理解するための生理学や心理学や社会学や衛生学が必要とされるのみでなく、児童の生活を理解するため文芸や経済や法律や政治などに関する常識の涵養が必要とされるのである。〔中略〕しかし保姆の教養として最も大切なことは知識としての教養よりも識見としての教養である。これは勿論、知識としての教養を前提とするものであるが、知識が識見として働いてくるには単に頭脳や手腕だけの問題ではない。それには子供を通じて見られる国民の社会生活に対する洞察と子供を通じて現はれる自己の職責に対する反省とが認められねばならぬ。〔中略〕……その〔職責を全うするという、社会協力の〕精神を通じて保姆が保育の社会的文化的意義を理解する時、始めて保姆の識見は高められるのであつて、保姆がかかる識見を以て保育にたづさはるならば保姆は何ものも恐れることなく自己の信念を以て子供のために生きる事ができるのである。保姆の性格に表現される人間としての美しき教養は子供への愛によつて生くる厳然たる生活態度である。」³⁰⁾

このように、城戸は、保姆の教養を「保育に関する知識」と「自からの職責を果し得る識見」という2つの視点でとらえ、両者の意義をそれぞれ述べる。そして、前者よりも後者の必要性を高く見るところに、彼の保姆論における特質を見ることができる。

ところで、こうした「識見としての教養」をいかに高めるかは、託児所保姆を会員として数多く抱え、社会問題への実践的な対応を迫っていた「保問研」にとって、非常に重要な課題であった。例えば、機関誌へと寄せた保姆の手記には、「保姆は保育を通して知る子供等の家庭の種々の社会問題や生活問題に対しもつとも深い理解と、温い同情を持つて子供を保育しなければならないと共に、家庭の生活向上を考へてやらなければならない」などの意見が数多く見られ、資質向上に対する意識の極めて高かった状況をうかがい知ることができる³¹⁾。また、「転住保育で一番保姆に必要を感じる教養は医学的な知識と技術である」と研究部会で報告した庄司竹代に対して³²⁾、「『お遊戯』が上手になつたり、『お話』が出来るやうになることは勿論結構だが、多くの子供達は『お遊戯』や『お話』によつてはどうすることも出来ない栄養と衛生の問題を背負はされてゐるのであり、『保姆としては、遊戯や観察や談話について工夫する以

外に、産婆のことを考へたり、看護婦のことを考へたりすることは、保育の軌道からそれるものであらうか」と、チユーターの留岡清男からも保姆の専門性を問う課題提起がなされていた³³⁾。そして、城戸は、そのような状況認識を踏まえつつ、次のように、幼稚園と託児所それぞれの保姆に求められる教養をあえて区分し、託児所保姆に対してより高い教養を求めた。

「……幼稚園の保姆は子供の社会的訓練に就てもつと教養を積まねばならぬが、託児所の保姆はその上に保育の知識にかけてゐるお母さんを教育することが出来なくてはならぬ。〔中略〕その点で託児所の保姆は幼稚園の保姆より教養も高く力量も優れてゐなくてはならぬのである。たゞ子供を預る所ならばかやうな教養ははらないが、教育といふ立場から考へれば託児所の保姆は幼稚園の保姆よりも、むしろ高き教養を必要とするのである。」³⁴⁾

城戸によれば、まず、「託児所の保姆は幼稚園の保姆とは自からその職責を異にして社会事業家としてのみならず、社会教育者として極めて重要な地位にあることを自覚せねばならぬ」という³⁵⁾。そして、こうした「識見としての教養」に基づいて「託児所の保姆は自己の地位を自覚することが必要であると同時に、また国家は保姆の地位を認めて彼女達の職責を十分に果さしむるために、保姆の生活を保証〔保障〕することができねばならぬ」ととらえられたのである³⁶⁾。なお、これに関しては、浦辺史も同様の主張をしており、「保問研」内部では共通課題として認識されていたと見てよい³⁷⁾。

保姆の教養を高めねばならないという課題は、城戸幡太郎にとって、現職研修や待遇改善の意義を確認させるものであると同時に、保姆養成のあり方を問うものでもあった。続いて、「養成の充実」という問題に対する彼の主張を検討しよう。

城戸は、保姆養成の問題を2つの論点からとらえていた。それは、「現行の幼稚園令を基準として果して現在の保姆養成所における学科課程及び教授時数の配当が果して妥当であるか何うかの問題と、他は学齢問題に関連して、もし学齢を改革する必要があるとすれば、それに応じて保姆養成の方法を如何にすべきかの問題である」という³⁸⁾。

前者の問題について、城戸は、幼稚園の保育五項目「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等」（「幼稚園令施行規則」第2条）に基づいて、多くの養成施設が教授内容を設定している点について、「現在の社会で保姆が必要とされてゐるのは幼稚園のみではなく託児所であり、幼稚園と託児所との保育機能が、もし異らねばならぬとすれば、果して幼稚園令によって規定されてゐるが如き保育項目で充分であり、従つて一般に保姆養成所で教授されてゐるが如き学科課程で満足され得るものであるか何うか問題となる」と批判する³⁹⁾。これについては、次のように、塩谷アイも、自身の体験から同様の問題提起

をしていた。

「保母養成所の教育をうけ、目出度く保母免許証を頂いて、さて託児所に就任する。子供達は坊ちやん嬢ちやんでなしに、鼻を垂らし、おできをこしらへた腕白者ばかり。この子供達の全生活を引受けて、まるで手も足も出ないセンセイ。養成所で造つたノートには、理路整然たる、恩物、美しい手技、愛らしい童謡舞踊、夢の様なお嘶が一杯のせられてゐるが用ゐ様がなく、泣く子・喧嘩する子の扱ひ方、おできの治療法、おしつこのさせ方、昼食・おやつの献立等は、一つも書いてない。託児所は怎ういふ社会的な仕事なのか、幼稚園と託児所とは、どんな関係にあるのか等の理解も全然無い。唯、その日その日の失敗の経験や、先輩の以心伝心の暗示が、ああこんなものかな、かうするのか、といふ様に、少しづつ頭の中に積み上げられてゆく丈である。保母養成所は、もつと此の点を考へて、『社会に生きてゐる子供』の保育に必要な教科、教材を整へて欲しいと切に願ふ。」⁴⁰⁾

このように、当時の保母養成所における教授内容は、法令による基準が設けられておらず、託児所の保育については全く対応できていなかった。城戸は、こうした現状を批判的にとらえ、子どもの「社会的訓練」や「生活指導」を行うような保育法の教授とともに、保育五項目の保育法に結びついた教育学・心理学の講義も必要であると主張する。

一方、後者については、「保問研」の姉妹団体である「教育科学研究会」において、会員間の活発な議論が交わされていた「学齢問題」とも密接に関わる問題であった⁴¹⁾。城戸は、就学年齢を1年引き下げる満5歳からとして、「低学年一年と二年（五歳と六歳）とは現在の幼稚園教育に準じ学科課程を改正して授業よりも保育に重きを置き、主として女教員に担当せしめるやうにしたら何うか」ととらえており、「それには女教員が必ずしも小学校正教員の資格を持たなくとも、むしろ保母としての資格と准教員の資格を持ってゐれば充分であり、またその方が保育の成績も挙げられると思ふ」と主張する⁴²⁾。また、「保母だけの養成機関を作らないで、保育学と同時に小学校の教員としての資格をつけなければならぬのである」って、「当然保母養成の期間も二年にしてよい訳である」と、養成制度自体の見なおしを視野に入れた提言も行った⁴³⁾。

こうした城戸幡太郎による保母論は、保母会員が抱える問題状況を踏まえつつ、それを保育内容改善や保育制度改革とも積極的に結びつけて展開するものであった。しかし、会員間での問題意識が極めて高く、城戸による熱心な課題提起がありながらも、他の分野に関する実践的研究とは異なり、「保問研」としてまとまった研究成果を生み出すまでには至っていない。結果的には、その足場を築くため、「保母生活調査委員会」が設けられて

予備調査を実施するという段階にとどまった。

（3）「保母生活調査委員会」による調査

「保問研」は、1939（昭和14）年7月、「従来の保育研究と研究会の正しい研究方針とを汎くこの機会に知らせる」目的で、「第1回保育問題夏季講習会」を5日間にわたって開催した⁴⁴⁾。そこでは、付帯的な事業として、「保母生活に関する調査」が「展覧会」とともに実施されている。その調査の目的は、「今後益々進展すべき幼児教育の担任者たるもの的生活形態を明らかにし、そこに見出される諸問題について考へ、その資質の向上をはからんとするものであつた」という⁴⁵⁾。

こうした調査の実施は、前述したような保母論を展開していた「保問研」にとって、長年の懸案事項であった。その事情については、次のように述べられている。

「従来小学校教師の問題に関しては、多くの教師論があり、又教師生活の調査も行はれてゐるが、幼稚園又は託児所の保母の問題については、その基礎的調査が欠けてゐる為めに、保育行政に関しても幼稚園保母と託児所保母の問題にしても、又保母養成の問題にしても、之を論議すべき拠点が薄弱であつた。その意味で保母調査は、吾々の研究会の年来の懸案であつたのである。この時に当つて夏季講習会が開かれ、多数の保母諸姉を一堂に迎える機会を得たのであるから、好機逸すべからず、将来の本格的調査を胸に秘めて、まづ當つて見ようといふことになつた。」⁴⁶⁾

調査方法は、「開会式が済んで座談会に移る直前に二十分を割いて行」い、「説明を加へつつ其の場で調査用紙に記入を願」う形で実施されており、「これらの調査の結果は第二日目から壁新聞に速報された」という⁴⁷⁾。また、そのデータは、総数212のうち、勤務先に関する諸項目の記入不備がなかつた180を有効回答としてとらえている。

回答者の勤務先は、やはり東京が多く、意外にも幼稚園関係者が多数を占めた。これは、講習会の会場が東京であったこと、文部省主催の講習会と時期を重ねて夜間の開催が図られ、「保問研」会員としては託児所保母が多いにもかかわらず勤務形態の問題で参加できなかつたことなど、諸条件が関わっているものと考えられる。また、その内訳は、一般保母の半数以上と、「地位としては主任級が比較的多い様に思はれること、経験年数としては、五一〇年が第一位で保育界の中堅が可なり集つてゐる様にも考へられるが、勿論、保母及助手一一二、五年未満計八五で新進澆刺の気分が漲つてゐる」と分析されている⁴⁸⁾。さらに、学歴については、「保母科卒」によって大半が占められていた。

一方、調査内容については、「保母の仕事に関する問題と、教養に関する問題と、経済生活に関する問題」をめぐる全5問で構成されている⁴⁹⁾。質問一「ドウシテ幼児教育ニ從事スルヤウニナリマシタカ」に対して、

「仕事ニ意義ヲ認メテ」と「子供ガ可愛イ、カラ」が上位2つとなり、質問二「何時マデコノ仕事ニ従事サレルツモリデスカ」には「出来ルダケ長クヤリタイ」との回答が大多数を占めた⁵⁰⁾。また、質問三「保育ニ当ツヰテ自分ニ足リナイト思フ教養ノ方面」では、第1位が「特殊児童ノ取扱ヒ方」となり、「一般に所謂保育の五項目といはれてゐるものは絵と音楽を除いては下位にある」との評価がなされている⁵¹⁾。さらに、質問四「毎日ノ保育ガ思フヤウニ出来テキマスカ」に対する回答の大半が「イエ」され、「設備の不備、材料の不足、色々な雑事に追はれるといふやうなこと」が理由としてあげられた⁵²⁾。

そして、最後の質問五「経済生活ニツイテ／俸給ハ(年俸、月給、日給)／ソノ収入ノツカヒ方／現在住ンデ居ラレルトコロハ」については、回答結果を受けて、これまで以上に厳しい評価が述べられている。すなわち、「私立のものの俸給は甚だ雑多で、公立に比してずつと少額であり」、「公立の幼稚園と託児所では幼稚園の方が条件がよさうである」という結果に対して、「一般に幼児教育といふものの教育に於ける地位が甚だ低く見られてゐるのは事実であり、公立にあつても小学校よりは低く、私立にあつては全く幼稚園、託児所の財政に支配されてゐるのであつて一人の幼児教育に精魂を傾けてゐるといふ事には注意が向けられてゐないのである」と批判するのである⁵³⁾。そこには、「如何に保育の『仕事ニ意義ヲ認メテ』『生涯ヤルツモリ』であつてもその仕事に当るものは社会的に立派な職業的地位が認められてゐなければ、そこにじつくり腰をすゑて全身を打ちこんで行くことは難しいのであるから、果して現在の状態が満足すべきものであるかどうかは、ひいて幼児教育の将来にかゝはる大問題でなければならない」との認識があった⁵⁴⁾。

また、1940（昭和15）年7月開催の「第2回保育問題夏季研究講座」でも、「幼児の保健衛生に関する経験知識の調査」を前年と同様の方式で実施している。これは、「愛育研究所に於て研究中の保母養成制度の問題の資料として、又保育問題研究会の研究の為めの参考として、共同に行はれたものであ」り⁵⁵⁾、その結果から、「保母が一般に、保健衛生の知識を身につけてゐなければならぬことは、絶対必要条件といへるであらう」し、「現在の保母養成の方法は厳に反省せられねばならない」との指摘がなされた⁵⁶⁾。

「幼児の保健衛生に関する経験知識の調査」の目的でも触れられているけれど、「保母生活調査委員会」の責任者であった三木安正は、『保育問題研究』誌の休刊（終刊）と相前後して、自らが勤める恩賜財団愛育会愛育研究所を基盤に、「保母養成に関する意見の調査」も実施している。これは、「保母養成所の現状を知ると共に、保育の実際に当り又は之に関心を寄せられる諸家の意見を徵し、さらに諸外国の保母養成制度を調査する等

のことから、その第一階梯になる」との意図から、「保母養成に関する意見の調査としては、一つには一般保母に対する質問と一つには学識経験者に対する質問を行つ」ており、前者の概要が『幼児の教育』誌に、後者の中間報告が『社会事業』誌にそれぞれ掲載された⁵⁷⁾。

保母を対象とした調査では、各種講習会の参加者120名による回答から、「一般的教養と保健方面及び科学的知識の不足」している点や2年以上の養成期間が理想である点などを指摘している⁵⁸⁾。また、学識経験者に対する調査結果では、500名中189名から回答があり、「幼保一元化」の観点から養成制度・教育内容の統一や小学校低学年を担当する教員との免許一体化、2年制養成機関の必要性などを求める意見が多いとされる一方、保母の資質や待遇、再教育、保育実習といった「保母及び保母養成に関する諸問題」についての自由記述で見られる指摘の傾向が整理された。

こうした調査に携わった三木安正は、それらを踏まえながらより発展させる形で、中央社会事業協会社会事業研究所・恩賜財団愛育会愛育研究所編『本邦保育施設に関する調査』（中央社会事業協会社会事業研究所、1943年3月）の第三篇「保母」として収録された全国調査に着手し、結果のとりまとめや分析・検討の執筆をしている。この報告書が公刊された時期には、「保問研」の活動は継続がすでに困難となっており、1943年6月、愛育会傘下の日本保育研究会へと再組織化される数ヶ月前に当たっていた。

しかし、調査の実施主体は両研究所であるけれど、三木以外の「保問研」関係者も数多く携わって各篇がまとめられている点、第三篇「保母」の調査結果には、過去に三木が携わった調査をすべて参照文献としてあげている点などから見て、調査自体は、「保問研」における研究活動との結びつきが深く、一応、これまで述べてきた「保母生活調査委員会」からの流れに位置づけることができる。その意味では、「保問研」における部会活動自体の直接的な研究成果とは言えないものの、そこから、高水準の全国調査という手法で、保母をめぐる問題についての詳細な研究が生み出されていった点は評価されてよい。

おわりに

以上、本稿では、「幼稚園ニ関スル要綱」が示された当時、保母を取り巻く問題状況に対し、どのような動きを保育関係諸団体・組織が取っていたのかについて、「保問研」における研究活動を中心としながら検討してきた。最後に、その歴史的特質として、次の3点を指摘することで全体のまとめに代えたい。

第1は、保育実践における保母の役割を「社会中心主義の生活へ指導して行く」としてとらえ、そのような「社会的権威」が發揮されるための「修養」を求めた

という点である。城戸幡太郎によれば、「幼児教育の目的は、将来の生活に十分自らを処置して行くことのできる能力、即ち人間的、社会的知性を養つて行かねばならぬ」ものであり、それを担うべき保母にも、当然のことながら、そうした能力の体現が必要であった⁵⁹⁾。「保問研」では、倉橋惣三の理論で見られるような児童中心主義やファシズム下で広がりつつあった精神主義・鍛錬主義を批判的にとらえつつ、城戸による指導のもとで、「社会中心主義」に立つ独自の保母論が展開されていたという点は注目されてよい。

第2は、保母をめぐる問題への具体的な対応策として、「職責と教養」の向上を訴えたという点である。託児所保母を会員として数多く抱える「保問研」にとって、幼稚園保母が持つような保育に関する知識や技能はもちろんのこと、社会問題への洞察力や職責に対する反省といった識見を高めることが、事態を改善するための足がかりだととらえられていた。そして、そのためには、現職研修の強化とともに、保母養成制度の整備・充実も不可欠であるとの主張がなされた。こうした主張は、託児所保母とは異なり、まがりなりにも養成・研修制度が得られていた幼稚園保母の待遇を批判的な視点から押さえ、「幼保一元化」の立場から保育者の資質向上を企図したところに、特徴を見出すことができる。

第3は、保母を取りまく問題状況の把握において、調査という「実証的方法」を導入した点である。「保問研」では、「保育の問題は保母によって発見されるもので、解決を要する問題の所在が明かになれば、それを解決するために妥当な方法が研究されねばならぬ」として、「科学主義」の立場から「実証的方法」や「実験的方法」を取り入れた研究が標榜されていた⁶⁰⁾。三木安正らによる「保母生活に関する調査」などは、こうした手法を積極的に導入し、保育者の実態把握や資質向上を企図した先駆的な研究として、歴史的位置づけられるべきものであると言ってよい。

〔注〕

- 1) 『教育審議会総会会議録』第五輯、p.12 (『近代日本教育資料叢書 史料篇三 教育審議会総会会議録』宣文堂書店出版部、1971年)。
- 2) 同上、p.30。
- 3) 水野浩志「昭和前期の保育会の姿」(日本保育学会『日本幼児保育史(第四巻)』フレーベル館、1971年)、同「昭和前期の全国的保育大会」(前記)。
- 4) 〔無署名〕「第八回全国幼稚園関係者大会報告」(『幼児の教育』日本幼稚園協会、第40巻第7号、1940年7月)。
- 5) 山下俊郎「第八回全国幼稚園関係者大会傍聴記」(『保育問題研究』保育問題研究会、第4巻第5号、1940年6月、pp.3-4)。
- 6) 〔無署名〕「第八回全国幼稚園関係者大会報告」(前記)。

掲、p.59)。

- 7) 〔無署名〕「第八回全国幼稚園関係者大会委員建議」(『幼児の教育』第41巻第2号、1941年2月、p.39)。
- 8) 同上、p.39-40。
- 9) 〔無署名〕「皇紀二千六百年を迎へて」(『保育問題研究』第4巻第1号、1940年1月、p.1)。また、同号には、編輯部「教育審議会決定『幼稚園に関する要綱』の説明」と題する解説記事も掲載されている。
- 10) 〔無署名〕「第二回保育問題夏期研究講座」(『保育問題研究』第4巻第4号、1940年5月)、〔無署名〕「事務室だより」(同前)。
- 11) 就学前教育制度研究委員会「国民幼稚園(仮称)に関する建議案に就て」(『保育問題研究』第5巻第3号、1941年3月)。
- 12) 同上、p.3。
- 13) 同上、pp.3-5。
- 14) 〔無署名〕「保育問題研究会三年史」(『保育問題研究』第3巻第9〔10〕号、1939年10月、p.10)。
- 15) 同上。
- 16) 〔無署名〕「保育問題研究会は何をして来たか」(『保育問題研究』第1巻第1号、1937年10月、pp.4-5)。
- 17) 「保育問題研究会会則」(『保育問題研究』第1巻第1号、奥付)。
- 18) 〔無署名〕「保育問題研究会研究部会の方針」(『保育問題研究』第1巻第1号、pp.8-9)。
- 19) 「保育問題研究会会則」(前掲)。
- 20) 保育問題研究会幹事会「研究の質的向上のために」(『保育問題研究』第2巻第2・3号、1938年3月、p.7)。なお、新「会則」は、同号の奥付から掲載されている。
- 21) 城戸幡太郎「我等は何をなすべきか」(『保育問題研究』第1巻第1号、p.2、後に、加筆・修正され、城戸幡太郎『幼児教育論』(賢文館、1939年)へと収録)。
- 22) 城戸幡太郎「幼児指導の態度」(城戸『幼児教育論』(前掲、p.155))。
- 23) 城戸幡太郎「子供は保母に何を求めてゐるか」(『保育問題研究』第2巻第4号、1938年4月、pp.3-4、後に、加筆・修正され、城戸『幼児教育論』(前掲)へと収録)。
- 24) 城戸幡太郎「保母は子供に何を求むべきか」(『保育問題研究』第2巻第2・3号、p.4、後に、加筆・修正され、城戸『幼児教育論』(前掲)へと収録)。
- 25) 城戸「子供は保母に何を求めてゐるか」(前掲、p.4)。
- 26) 同上。
- 27) 城戸幡太郎「保母と教養」(『保育問題研究』第2巻第10号、1938年10月、p.1、後に、加筆・修正され、城戸『幼児教育論』(前掲)へと収録)。
- 28) 同上(傍点原文、以下同様)。
- 29) 同上、p.2。

- 30) 同上、pp.2-3 ([……] は引用者、以下同様)。
- 31) 庄司豊子「世の中を学びたい」(『保育問題研究』第2卷第6号、1938年6月、p.31)。
- 32) 庄司竹代「東京市虚弱児童転住保育に参加して」(『保育問題研究』第2卷第1号、1938年1月、p.21)。
- 33) 留岡清男「戦争と地震と飢饉——産婆と看護婦と保姆」(『保育問題研究』第2卷第5号、1938年5月、p.5、後に、「保育生活と保姆の養成」と改題され、留岡清男『生活教育論』(西村書店、1940年)に収録)。
- 34) 城戸幡太郎「幼児保育の本質と保姆の使命」(『保育問題研究』第4卷第1号、p.6)。
- 35) 城戸幡太郎「貧困児童の問題」(同『幼児教育論』(前掲、p.54))。
- 36) 同上、pp.54-55。
- 37) 浦辺史「保育事業論——託児所の質的向上のために」(『保育問題研究』第3卷第3号、1939年3月、p.5)。
- 38) 城戸幡太郎「保姆養成の問題」(『教育』岩波書店、第4卷第3号、1936年3月、p.19、後に、加筆・修正され、城戸『幼児教育論』(前掲)へと収録)。
- 39) 同上、p.20。
- 40) 塩谷アイ「託児所の保姆として考へる」(『教育』第7卷第2号、1939年2月、p.42)。
- 41) 山下徳治・倉橋惣三ほか「学齢問題シンポジウム」(『教育』第4卷第3号)。
- 42) 城戸「保姆養成の問題」(前掲、p.26)。
- 43) 城戸幡太郎「保育学総論(三)」(『保育問題研究』第3卷第2号、1939年2月、p.4)。
- 44) 松葉重庸「保育問題夏季講習会の報告」(『保育問題研究』第3卷第9号、1939年9月、p.3)。
- 45) 保母生活調査委員会(三木安正)「保母生活に関する調査」(『保育問題研究』第3卷第11[12]号、1939年12月、p.1)。
- 46) 同上。
- 47) 松葉「保育問題夏季講習会の報告」(前掲、p.4)。
- 48) 保母生活調査委員会「保母生活に関する調査」(前掲、pp.3-4)。
- 49) 同上、p.1。
- 50) 同上、pp.4-5。
- 51) 同上、p.5。
- 52) 同上、p.7。
- 53) 同上、p.8。
- 54) 同上、pp.7-8。
- 55) 三木安正「幼児の保健衛生に関する経験知識の調査」(『保育問題研究』第5卷第2号、1941年2月、p.1)。
- 56) 同上、p.6。
- 57) 愛育研究所(三木安正・伊藤良子)「保母養成に関する諸家の意見」(『社会事業』財団法人中央社会事業協会、第25卷第9号、1941年9月、p.68)。
- 58) 恩賜財団愛育会愛育研究所(三木安正・小溝キツ)「保母養成に関する意見の調査」(『幼児の教育』第41卷第8・9号、1941年9月、p.10)。